

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

非常用食料品

Q : 当社では、地震等の災害に備え、今期に非常用食料品を購入し、備蓄しました。この非常用食料品の購入費用は、どのように取り扱われるのでしょうか。

A : 備蓄時に事業供用があったものとして、その時の損金に算入して差し支えありません。

【解説】

減価償却資産とは、棚卸資産、有価証券及び繰延資産以外の資産で、用役を長期間にわたって提供しながら、時の経過や使用のために除々にその機能及び価値が減少していくものです。

ところが食料品は、それが食事の用に供されることによって消費されるものですから、減価償却資産の範囲には含まれず、一種の消耗品と認められます。

ところで、消耗品は、使用を開始した時をもって消耗品費として費用化され、貯蔵中のもので期末に未使用のものは棚卸資産として資産に計上することになります。

しかし、非常用食料品の場合、備蓄することが本来の用途と認められることから、その本来の用途に供した時、すなわち備蓄を開始した時をもって事業の用に供されたものとみるのが相当です。

したがって、非常用食料品の購入費用は、その非常用食料品を所定の場所に配備した日を含む事業年度の損金に算入することが認められます。

